

妊娠したら

妊娠初期はとても大切な時期です。
早めに産婦人科で診察を受けましょう。



～母子健康手帳・健診・各種手当～



母子健康手帳の交付（予約制）

妊産婦、乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。病院などで妊娠と診断されたら早めに妊娠届出を行い交付を受けてください。また、多胎妊娠の方にはふたご手帖を配布します。妊娠届出には妊婦ご本人がお越しください。

母子健康手帳の交付は予約制です。

Web予約サイトから予約とWeb問診の回答をお願いします。Web予約と回答を済ませてから、予約した場所で母子健康手帳を受け取ってください。



体験型♪パパマクラス（予約制）

赤ちゃんが生まれるまでの過ごし方、抱っこやオムツ交換、お風呂の入浴方など、協力して育児をしていくために必要なことを学びます。

全てのクラスで妊婦体験ができます。日程や申込方法は広報誌・甲府市ホームページをご覧ください。

・対象 甲府市民であり、妊娠12週以降の妊婦とその家族（大人1名）

・費用 無料



妊娠応援給付金・子育て応援給付金

出産育児関連用品等の購入費助成や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るため、妊娠・子育て応援給付金を支給します。

妊娠応援給付金

・対象 次の①～④のすべてに該当する妊婦

- ①申請時点で甲府市に住民票を有する方
 - ②産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した方
 - ③妊娠届出時に面談し、妊娠届出書の質問項目に回答した方
 - ④当該の妊娠届出に関し、他の自治体で国の出産応援ギフトの支給を受けていない方
- ※妊娠届出後に流産・死産された方等も対象となります。

・支給額 5万円

・手続き 妊娠届出時に申請書をお渡しします。（郵送申請可）

・申請期間 妊娠中

子育て応援給付金

・対象 次の①～④のすべてに該当する養育者（原則産婦）

- ①申請時点で甲府市に住民票を有する方
- ②妊娠7か月頃のアンケートに回答した方
- ③出生後の家庭訪問（乳児家庭全戸訪問等）時に助産師等と面談し、出生後アンケートに回答した方
- ④当該の出生した子どもに関し、他の自治体で国の子育て応援ギフトの支給を受けていない方

・支給額 5万円（双子の場合は10万円）

・手続き 出産後の家庭訪問時に出生後アンケートや申請書をお渡しします。（郵送申請可）

・申請期間 出生した子どもが生後4か月になるまで

伴走型相談支援

出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信、相談受付を随時行い、必要な支援につなぎます。

・対象 妊婦、0～2歳の乳幼児を養育する子育て世帯

・時期 随時。ただし、妊娠届出時の面談、妊娠7か月頃のアンケート、出生後の乳児家庭全戸訪問等での面談は「妊娠・子育て応援給付金」の支給を受けるために必須です。

問合せ 母子保健課 055-237-8950

妊婦健康診査

医療機関等で実施した妊婦健康診査費用を助成します。

母子健康手帳とともに交付する「妊婦一般健康診査受診票」をご利用ください。

県外の医療機関等を受診する場合は母子保健課へお問い合わせください。

※転入されてきた方は、お持ちの前住所地の受診票は使用できません。甲府市の受診票と交換しますので、母子健康手帳と一緒に母子保健課までお持ちください。

・対象 甲府市に住民票があり母子健康手帳交付を受けた妊婦

・助成回数 ○妊婦一般健康診査 14回（多胎を妊娠している妊婦は19回）

○追加検査 6回

低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業

初回の産科受診（妊娠判定のための受診）でかかった費用の一部を助成します。

・対象 甲府市に住民票があり、住民税非課税世帯に属する妊婦

出産育児一時金

国民健康保険（国保）に加入している方が出産した時に、申請により世帯主の方へ出産育児一時金が支給されます。

・対象 出産時に国保に加入されている方

※妊娠4か月（85日）以上であれば死産・流産を問いません。

・支給額 50万円（産科医療補償制度未加入の場合は、48.8万円）

※令和5年4月1日以降に出産の場合

・支給方法 【直接支払制度】

国保から医療機関等へ直接出産費用として支払います。出産の際に、医療機関等に保険証を提示し、直接支払制度を利用することを書面で承諾してください。

出産費用が出産育児一時金（50万円または48.8万円）を下回ったときは、国保へ申請することにより、差額が支給されます。

※差額申請の持ち物①②③④⑥⑦

【受取代理制度】

厚生労働省の許可を受けた小規模医療機関で出産する場合、医療機関等が国保に加入している方に代わって出産費用として受け取ります。

出産の前に、受取代理申請書（受取代理人となる医療機関による記名・押印等必要です）を国保へ提出してください。

※持ち物①②⑦

【現金支給】

直接支払制度または受取代理制度を利用しない方は、一旦出産費用を全額医療機関等にお支払いいただき、退院後に国保へ申請してください。

※持ち物①②③⑤⑥⑦

持ち物一覧

- | | |
|----------------------------------|---|
| ①国民健康保険証（出産した人のもの） | ⑤領収書（産科医療補償制度加入ス
タンブ印のあるものもしくは産科
医療補償制度登録証） |
| ②世帯主の印鑑（朱肉を使うもの） | ⑥医療機関等との直接支払制度に関
する合意書 |
| ③母子健康手帳 | ⑦世帯主名義の振込先の控え |
| ④領収明細書（産科医療補償制度加
入スタンプ印のあるもの） | |

問合せ 国保加入者は、健康保険課 給付係 055-237-5371
それ以外の方は、ご加入の医療保険者（協会けんぽ、国保組合など）

先天性代謝異常等検査

出産した施設等で生後まもなく全員が検査を受けられます。

- ・手 続 き 出生医療機関にてお申し込みください。
- ・費 用 検査料は無料ですが、赤ちゃんの血液を採取する際の費用は自己負担となります。

問合せ 山梨県子育て支援局 子育て政策課 母子保健担当 055-223-1425

成人歯周疾患健診（妊婦）

甲府市内の指定医療機関で受けられます。

- ・対 象 希望者（年齢制限はありません）
- ・費 用 無料

問合せ 地域保健課 055-237-2505

助産制度（助産施設）

世帯の経済的な理由で助産を受けることができない場合、助産施設に入所して出産することができる制度です。（要事前申請）

- ・費 用 所得等に応じて負担金が発生する場合があります。
- ・市内施設 市立甲府病院 055-244-1111 設置・経営主体（甲府市）
山梨県立中央病院 055-253-7111 設置・経営主体（山梨県）

問合せ 子育て支援課 子育て支援係 055-237-5674

助産手当（所得制限あり）

出産した方が1年以上市内に居住しており、世帯全員の住民税が非課税または均等割のみ課税の方に助産手当を支給します。出産後、3か月以内に申請してください。
（均等割世帯…5,000円、非課税世帯…10,000円）

※生活保護世帯、または出産にあたり助産施設に入所した産婦には支給されません。



～働く女性のために～



男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の保護のために
次のように定めています。

●健康診査を受けるための時間の確保、指導事項を守ることができるようにするための措置

妊産婦健康診査を受けるために必要な時間を確保するよう、事業主に求めることができます。また、つわりや切迫流・早産などで医師等から指導を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」（母子健康手帳に添付）等を用いて事業主に申し出ることにより勤務の軽減等を受けることができます。

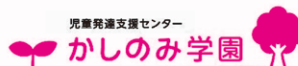
●妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠・出産・産前産後休業の申出・取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いは、禁止されています。

●妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

上司・同僚からの妊娠・出産、産前・産後休業に関するハラスメント防止措置が事業者には義務づけられています。

随時見学・相談受付中



『児童発達支援センターかしのみ学園』は、発達に気になる未就学のお子さまが利用できます。また、併設の『多機能型重症児支援ルームかしのみ』は、医療的ケアや重度の心身に障がいのある未就学及び小学校に就学しているお子さまが利用できます。

当園では、保育士、児童指導員、看護師、理学療法士など様々な職種が協力して、お子さま一人ひとりのすこやかな成長を支援しています。まずはお気軽にお問い合わせください。

〒400-0064 甲府市下飯田2丁目5-12 TEL055-237-5100 fax055-237-5101



社会福祉法人 山梨槐の会 <https://www.kashinokai.or.jp>



※この広告枠は、ガイドブックの余裕スペースを有効活用し、広告収入を市民の皆様の暮らしに活かそうとする取り組みです。
本市で広告主又はその商品やサービスなどを推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告主に直接お問い合わせください。

労働基準法では、女性労働者の母性保護のため 次のように定めています。

●産前・産後休業

産前は女性が請求した場合に6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は原則として8週間、女性を就業させることはできません。

ただし、産後6週間経過後に本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務については就業させることができます。

●産休中の賃金

有給にするか、無給にするかは労働基準法上の定めはなく、事業所ごとに異なりますから、確認してください。無給の場合、健康保険から出産手当金が支給されます（問い合わせ 全国健康保険協会山梨支部 055-220-7750）。

●妊婦の軽易業務転換

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に替えなければなりません。

●妊産婦等の危険有害業務の就業制限

妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（妊産婦）については、妊娠、出産機能等に有害な業務に就かせることはできません。

●妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限

変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。

●妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限

妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働または深夜業をさせることはできません。

●育児時間

1歳未満の子どもを育てる女性は、1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

育児・介護休業法では、男女労働者が仕事と育児を両立できるようにするため 次のように定めています。

●育児休業

申出により子が1歳まで育児休業することができます（一定の場合、1歳2ヶ月。保育所に入所できないなどの場合には最長2歳まで取得可）。

雇用保険の被保険者は、一定の要件を満たした場合に育児休業給付金の支給を受けることができます。（問合せ ハローワーク甲府 雇用保険適用課 055-232-6060（21#））

●育児のための時間外労働・深夜業の制限、子の看護休暇、勤務時間の短縮措置、所定外労働の制限

小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、月24時間、年150時間を超える時間外労働及び深夜業が免除されます。また、年5日（小学校就学前の子が2人以上の場合、年10日）の看護休暇（令和3年1月1日から時間単位の取得が可能となりました。）が取得できます。

3歳未満の子を養育する労働者を対象に短時間勤務や所定外労働の制限の措置を講じる義務があります。

●育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止

育児休業や子の看護休暇の申出・取得等を理由とする解雇その他不利益扱いは、禁止されています。

●育児休業等に関するハラスメントの防止

上司・同僚からの育児休業等に関するハラスメント防止措置が事業主に義務づけられています。

問合せ 厚生労働省山梨労働局雇用環境・均等室 055-225-2851